

指標

地域枠医師の配置等の考え方について

副会長
小熊 豊

1. はじめに

昨年北海道医報10月号、第1153号の指標欄に、「地域枠医師キャリア形成支援検討委員会～地域枠制度の安定的な運営に向けて～」と題する一文を掲載した。その時点では、委員会(ワーキンググループ、WG)の協議はまだ継続中で、WG内での検討項目を速報として羅列する形で報告したが、その後、平成26年12月12日に地域枠医師の配置等の考え方に関する成案が取りまとめられた。WGの親組織である地域医療を担う医師養成検討分科会、北海道医療対策

協議会(医対協)の審議、承認が得られたことから、本稿ではその大略をお伝えし、関係諸氏のご理解、ご協力を仰ぎたい。

詳細は、既に北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課内に設置された北海道地域医師連携支援センターによって公表されているので、細かな点、疑問点等はそちらの方を参照していただきたい。また、道の支援センターに直接お尋ねいただくことも可能なので、必要な場合にはご活用いただきたい。

2. 地域枠医師の配置等の考え方について (表1)

本制度は「北海道医師養成確保修学資金等貸付条例」に基づき、将来医師として道内各地、なかでも医師不足地域等で9年間勤務・研修することを了承のうえ、道からの修学資金(奨学金)の貸与を受けた札幌医大15名、旭川医大17名の一学年計32名の地域枠学生、ならびに医師を対象としている。平成20年から本制度は開始され、昨年には7名、本年4月には20名が卒業し、現在各地で初期臨床研修に励んでいる。今後順調に推移すると、平成30年には111名、平成33年には216名、平成37年以降には約290名の地域枠卒業医師が、初期臨床研修、後期研修、地域勤務の形で道内医療に携わることになる。

道は、本制度開始時に地域枠医師の当初配置案を規定したが(北海道医報平成26年10月号、指標、表2参照)、最近の専門医制度の改革や地域医療構想(ビジョン)の導入などによって、本制度の安定的運営を図るために地域枠医師の専門性やキャリア形成に配

表1 地域枠医師の配置等の考え方について [一覧表]

【臨床医指向】							
区分	1～2年目	3年目	4年目	5年目	6～7年目	8～9年目	
キャリア形成上の位置づけ	《初期臨床研修》	《後期研修》					
勤務等の区分		《前期地域勤務》			↓ 入替不可 ↓ 《選択研修》	《後期地域勤務》	
配置等の考え方	地域枠学生が道内の臨床研修病院の中から自由に選択。	臨床研修病院を含む指定公的医療機関のうち、取得を希望する基本領域の専門医の研修体制を有する医療機関。	同左。ただし、臨床研修病院に配置された医師は、一般病床200床未満の指定公的医療機関へ定期的に診療支援を行う。	一般病床200床未満の指定公的医療機関のうち、希望する基本領域の診療科を有する医療機関。可能な範囲でキャリア形成に配慮。	地域枠医師が道内の臨床研修病院等の中から自由に選択。	指定公的医療機関のうち、医師不足の地域・医療機関を優先。可能な範囲で本人の専門性に配慮。	
配置等対象医療機関	道内すべての臨床研修病院 (公的医療機関以外の臨床研修病院も対象。)	知事が指定する道内の公的医療機関 178施設 札幌市及び旭川市を除く市町村に所在する病院・診療所のうち、一般病床200床未満の公的医療機関。(週5日以上開所していない診療所等を除く。)	知事が指定する道内の公的医療機関 22施設 札幌市及び旭川市を除く市町村に所在する臨床研修病院のうち、一般病床200床以上の公的医療機関。		道内のすべての医療機関 (公的医療機関以外の臨床研修病院等も対象。)	知事が指定する道内の公的医療機関 178施設	

「知事が指定する道内の公的医療機関」の定義

医学大学が所在し、比較的医師が充足している札幌市及び旭川市を除く市町村に所在する医療法第31条に規定する道内の公的医療機関のうち、知事が指定するもの。

【公衆衛生医指向】

区分	1～2年目	3年目	4年目	5年目	6～7年目	8～9年目
勤務等の区分	《初期臨床研修》	道立保健所等の職員として勤務				
配置等対象医療機関	道内すべての臨床研修病院					

慮した新たなシステム整備が必要と考え、WGの設置、実情に即した配置先決定システム等が検討されることとなった。

WGでは、地域医療への貢献と医師としての専門性やキャリア形成の両立を図ることに力点が置かれ、道、市町村、3大学、医師会、関連病院団体間で協議が進められた。その結果、表1に示す通り卒後6～7年目での後期選択研修、あるいは8～9年目の後期地域勤務終了までに、19基本領域の専門医資格を概ね取得できる体制を基本的なものとした。

既存の当初配置案との違い、特徴点は、

- ① 4年目後期研修を札幌市、旭川市以外の200床以上の公的臨床研修病院で行うことを可能としたこと、その際には一般病床200床未満の周辺の指定医療機関への定期的診療支援を義務付けること
- ② 5年目、8～9年目での200床未満の指定公的医療機関での勤務時には、可能な範囲で希望する専門診療科のキャリア形成に配慮した体制を組むこと、診療科の特性により専門医の取得が遅れる場合や、受け入れ可能な医療機関がない場合については、当該医師を地域の指定医療機関に配置した上で、そこから地域の中核的病院で研修を受けさせることや、配置先医療機関と地域の中核的医療機関の間で相互交流(研修)を行うこと
- ③ 大学(講座)への所属は制限しないが、地域枠医師の配置は現に大学(講座)から派遣されている医師の振り替えではなく、別枠の配置とすること、配置先医療機関は大学(講座)の系列病院に限定せず、3大学の関連病院を跨って行えるようにすること
- ④ 診療科の選択、専門医研修プログラムへの所属は基本的に制限せず、配置先医療機関の決定は、地域枠医師、指定公的医療機関、所属する大学(講座)、および専門医研修プログラム責任者の意向を踏まえて道が以下のような項目によりポイント制を採用し、公平に決定すること、相談対応等は北海道地域医師連携支援センターにおいて行うこと
 - ・ 卒後年数に応じた優先項目を設定し、配置対象医療機関の選定:
 - 「教育体制」「地域医療貢献」「医師不足」「子供を持つ女性医師への支援」
 - ・ 地域枠医師の希望する医療機関が重複した場合
 - 「不足診療科」「地域勤務」「出身地」
 - ・ 妊娠等の事情のある女性医師等の希望する医療機関が重複した場合
 - 「不足診療科」「地域勤務」「出身地」「育児」
- ⑤ 妊娠、出産、子育てに係る女性医師が地域勤務(研修)を継続できるように、院内保育、育児休暇、病気休暇等の体制整備を原則とすること
- ⑥ 総合診療医の育成と義務年限終了後の対応
総合診療医は、地域医療の確保に重要な役割を

果たすことが期待されていることから、総合診療医を目指す地域枠医師の配置にあたっては、道における総合診療医の育成・確保に係る事業と連動して行うこと

義務年限終了後においても地域枠医師が道内の医師不足地域に定着し、引き続き地域医療に貢献できるよう、道、市町村、各医育大学、および関連団体は必要な支援、措置を行うよう努めること

⑦ 公衆衛生分野については、道立保健所における医師の配置状況等を勘案して、道において適正な対応を図ること

⑧ 制度の検証、医対協等への報告など

この地域枠制度については、地域枠医師のキャリア形成や地域医療への影響、効果等を検証し医対協へ報告、地域枠医師1期生の前期地域勤務開始から概ね3年を目途に、民間立の医療機関を追加するなど、状況に応じて必要な見直しを図ること

3. おわりに

本地域枠制度の安定的な運営なくしては、道内の医師不足、地域医療の崩壊を食い止めることは厳しい。本システムは、道、市町村、3大学、医師会、関連病院団体がお互いの主義・主張、立場を超えて課題を克服しようと協議、決定したものであり、将来は様々な状況の変化や配置調整効果を踏まえて見直しを行うことが決定している。今回は諸般の事情から、初期臨床研修、選択研修を除き地域枠医師の配置先医療機関は、札幌、旭川以外の公的医療機関に限局した形となったが、3年後の見直しの際には民間立の医療機関の参加を得て、まさにオール北海道で取り組む形とすることが必要と考えられる。また、基礎的医学分野志向時への対応も進めなければならない。

本システムが今後の多くの課題を乗り越え、北海道の地域医療の充実・発展に寄与することを願って、稿を終えたい。